

審査基準及び標準処理期間

所属名	福祉・援護課 恩給・援護担当
内線番号	4616

No.	項目	内容
①	処分名	補装具の支給および修理
②	法令名	戦傷病者特別援護法
③	法令番号	昭和38年法律第168号
④	根拠条項	第21条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	第21条 厚生労働大臣は、公務上の傷病により、政令で定める程度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、中枢神経機能障害、肢体不自由その他の政令で定める障害の状態にある戦傷病者について、必要があると認めるときは、その者の請求により、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定める補装具を支給し、又は修理することができる。
⑦	審査基準	戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領 第42～第45 (昭和38年12月27日援発第1206号厚生省援護局長通知)
⑧	経由機関名	市町村
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 28日
	経由期間	7日
	協議機関	
	当該処分機関	21日
⑫	問合せ	福祉・援護課恩給・援護担当(075-414-4616)
⑬	備考	